

死刑廃止国際条約の批准を求める

FORUM90

地球が決めた死刑廃止

VOL.125

頒価 300 円

2012年9月7日発行
フォーラム90実行委員会
〒107-0052 東京都港区赤坂2-14-13
港合同法律事務所気付

TEL: 03-3585-2331

FAX: 03-3585-2330

振替口座: 郵便振替 00180-1-80456

加入者名: フォーラム90

主要目次

再審への道を断った不当な死刑執行 安田好弘 2頁

1審無期、控訴審で死刑判決に 福島昭宏 6頁

執行された二人から/死刑日録/ブックレビュー 9頁

再審ができなかった二人への滝実法相による死刑執行に抗議する
院内集会 集会決議 10頁

奥西さんに再審開始をもう一度伝えたい 河井匡秀 11頁

インフォメーション 16頁

滝実法相の死刑執行に抗議する

8月3日、滝実法相は就任2カ月で2人の死刑囚の命を絶った。自分が手をかけた2人には「冤罪の恐れがない限り、裁判所の決定は尊重しなければならない」と居直っているが、2人とも20代の時に起こした事件で、1人は1審無期で2、3審で死刑となったケース、もう1人は自ら控訴を取り下げ十分な裁判を経ずに確定させたケースだ。大きな問題のある死刑の執行である。

執行の当日、アムネスティ・インターナショナル日本および監獄人権センターが中心になり記者会見、法務省前での抗議行動などを行った。また執行前に予定していた8月8日の法相との会見で、私たちは今回の執行への抗議の声を直接法相に浴びせかけた(アムネスティ、監獄人権センター、フォーラム90)。

8月27日18時から、衆議院第2議員会館にて「再審が出来なかった二人への滝実法相による死刑執行に抗議する緊急院内集会」を行った(参加者110名)。死刑廃止連連の亀井静香会長、山花郁夫衆議院議員、橋本勉衆議院議員も駆けつけて執行への抗議の声を上げた。

以下に掲載するのは安田好弘弁護士、そして執行された服部純也さんの元弁護人からの集会発言である。松村恭造さんの元弁護人の発言は次号に掲載したいと思っている。お二人の発言から、今回執行された二人は自分の事件や自分自身について捉え返していただくの時間のないまま、執行されてしまったことがよくわかり、ほんとうに残念なことだと思う。私たちはあらゆる方法で、くり返される死刑執行を阻止していきたい。(F)

世界死刑廃止デー企画

響かせあおう 死刑廃止の声 2012

10月6日(土曜)

開場:12時30分 / 開演:13時

終了予定:午後5時 / 終了後デモを予定

新宿・四谷区民ホール 新宿区内藤町87番地

当日券:1300円 / 前売・賛同協力券:1000円

◎報告:世界の中の日本の死刑

◎大道寺幸子基金:死刑囚の作品展と講評

池田浩士 / 加賀乙彦 / 香山リカ / 川村湊

北川フラム / 坂上香 / 太田昌国

◎パネルディスカッション

原発を考え、死刑を考える

神田香織(講談師)

山本太郎(俳優)

白石草(OurPlanetTV)

安田好弘(弁護士・フォーラム90)

▼賛同団体・個人、前売券の申込み案内

趣旨に賛同・協力いただける方(団体)は、賛同団体・個人として一口2000円を下記口座に、集会賛同金と明記して(ご記入がないと通常のカンパの扱いになります)お振り込みください。口数(一口2枚)の入場券をお送りし、お名前(団体名)を当日プログラムでご紹介します。(9月末日必着。匿名を希望される方はその旨ご記入ください。)

※前売券のお求めは、ご希望枚数・氏名・住所・電話番号を明記し、FAX03-3585-2330 かメール stop-shikei@jca.apc.org で「フォーラム90」宛にご連絡ください。

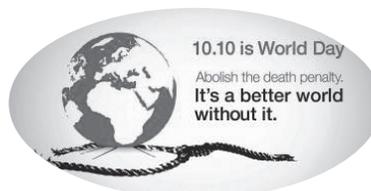
▼主催・連絡先・死刑廃止国際条約の批准を求める FORUM90

〒107-0052 東京都港区赤坂2-14-13

港合同法律事務所気付

TEL.03-3585-2331 FAX.03-3585-2330

郵便振替:00180-1-80456 フォーラム90



再審への道を断った不当な死刑執行

(フォーラム 90、弁護士) 安田好弘

政治の力で死刑を止める

皆さんこんばんは。お配りしました資料には、誰が執行されたかということだけでなく、その人が獄中であってどういうことを訴えてきたのかということも書いてあります。

私たちは、昨年、第2回目の死刑確定者に対するアンケートを行いました。その中で、今回執行されたお二人、松村さんも服部さんも、お二人とも回答してこられたんです。読んでいただければ、どういう気持ちでこの人たちが死刑判決を受け、そして獄中で生活してきたか、そして何を願っていたか、お分りいただけると思います。

せっかく亀井静香会長が見えていますので、私の話が終わる前に退席されては困りますので(笑)、今のうちにお願ひしておきたいと思ひます。

死刑廃止の運動は、今、大変苦しい状況にあります。こういう状況の中で、私たちは、大きなことを望むことはできません。ですから、ハードルを低くして、しかし、着実に死刑廃止に向けた一歩をやっていたらいいと思ひます。

もちろん、その第一は、法案を作り、国会に出していただく。これだけでも、いや出そうとするだけでも大きな議論を呼び起こすんだらうと思ひます。死刑廃止に反対し、あるいは死刑廃止に不安を抱いている人も賛成してくれるような法律を作ってもらいたいと思ひますね。どんなに迂遠であっても、着実に死刑廃止に向けて一歩進めることになる法律、そういうものを考えてほしいと思ひます。

それからもう一つ、世界の死刑は法律によってし

か廃止してこなかったという歴史もありますけれども、隣の韓国のように法律を変えないで、14年間も、死刑執行のない状態を続けている国もあります。李明博大統領は死刑を復活するという考えを持っていると聞いています。しかし、その大統領でさえ、死刑を復活できないのが今の韓国の状況なんです。このように、法律に手をつけなくても執行を止めていくことができているんですから、そういう方向にも動いていただきたいと思ひます。政治の力で執行を止めることができる、ということもぜひ考えていただきたいと思ひます。執行を止めることによって、人権に対する、死刑廃止に対する垣根が低くなっていく、死刑廃止に近づいていくだろうと思ひます。

8月、お盆前の執行

8月3日、実は私はもう今年の8月は執行がない、良かったと思ひて、その日の朝、韓国へ行きました。韓国で朴教授と李牧師と高さんとお会いし、その後の運動がどうなっているかを見に行こうとしたわけです。

8月に入って執行されたのは、今から15年前、永山則夫さんが8月1日に執行されました。8月はお盆の月で、拘留所職員が夏期休暇を取る月であるということで執行は避けられてきた。しかし永山則夫さんの時は四人執行されたんですけれど、その時は8月1日にずれ込んだ、というふうに私たちは理解したんです。しかし、今回は8月3日で、報道だと、2日前ぐらいに執行が決定されたんじゃないかと言われてるんですけれども、従来のタブーがここでもまた一つ破られたというわけです。

8月3日の午前10時11分に私たちの仲間の一人のところにマスコミから2ヶ所で執行があった模様という情報が入りました。それから20分ぐらい経った10時30分の段階で、大阪で一人、それから東京で一人と、具体的な名前が明らかになっていったわけです。これもほぼマスコミから一斉に流れたということですから、おそらく、事前にレクがあって報道解禁が何時というふうに決められていたのではないかと思います。法務省は、情報の開示と言っていますが、むしろ、情報をコントロールしているのではないかと思います。

5時からCPR、あるいはアムネスティの人たちが中心となって抗議の記者会見をし、それから、日弁連やあるいは種々の団体から抗議声明が出ました。

8月3日に死刑を執行された方

服部純也さん(40歳)東京拘置所

三島女子短大生焼殺事件(02.01.23)

1972年2月21日生まれ

静岡地裁沼津支部(高橋祥子)無期懲役04年1月15日

東京高裁(田尾健二郎)死刑05年3月29日

最高裁(古田佑紀)上告棄却08年2月29日

松村恭造さん(31歳)大阪拘置所

京都・神奈川親族連続強殺事件(07.1.16/1.23)

1981年8月3日生まれ

京都地裁(増田耕兒)死刑08年3月17日

控訴取り下げ08年4月8日

控訴審再開請求10年1月、同年5月に最高裁で棄却

恩赦出願10年6月2日、不相当11年9月13日

現在の死刑確定者数132人(8月27日現在)

日弁連の抗議声明をご覧いただければお分かりになると思うんですけども、従来、要望であったのが、どんどん強い調子で廃止を求める、抗議する、ということが明確になっています。ですから、確かに、死刑廃止の流れは存置の大きな声に常にかき消されていますけれども、そういう中であってもし少しずつ、少しずつ前に進みつつあるということがお分かりいただけると思うんです。

大きな問題を抱えた今回の執行

滝実法務大臣は法務委員会に出席していて、従来、いつもやっていた記者会見をしなかったんですね。しかし、法務委員会で質問に答えて、こういうことを述べているんです。

「慎重に判断しなければならぬですけれども、具体的な案件に沿って、執行がやむを得ないと判断した場合、躊躇できないと考えました。そして死刑執行をしました」。

つまり慎重に判断した。そして、この案件については執行を回避できない、執行すべきだというふう考えたとおっしゃるわけです。しかし、今回の執行はたいへん大きな問題を抱えています。

大阪で執行された松村さんは、一審の死刑判決だけで執行されています。日本では、一審、二審、三審とありまして、裁判官だけでも11人の裁判官によって死刑の是非が吟味されるわけです。つまり地裁の3人、高裁の3人、最高裁の5人。今では裁判員裁判ですから、数はもっと増えるわけですが、この松村さんについては3人の裁判官しか死刑を是としていないわけです。そして、判決は多数決ですから、3人のうち2人だったかもしれないわけです。そのようなあやうい裁判であるにもかかわらず、それを根拠に処刑するというのですから、これは全く裁判の重さというものを理解していないことだと思うんです。

国連が人権規約を作っていて、B規約、つまり自由権規約というのがあるんですけども、この中の6条には、「権限のある裁判所が言い渡した確定判決によってのみ執行することができる」とし、これを受けて国連では必要的に上訴権を保障しなければならないと決議しているんですよ。上訴権というのは一審だけじゃなくて、二審、三審、全ての裁判の審査を受ける、そういう権利が必要的に保障される、つまり義務として国家がそれをしなければならない、とされているわけです。こういう規定をわざわざ設けているのは、恣意的であったり不公正や不平等な死刑を排除するためなんです。ですから今回、松村さんが一審の判決だけで死刑になったということはこのルールに明らかに反している。日本が批准しているこの国際条約の趣旨に違反しているわけですね。しかしそれを法務大臣が正当なことだと堂々とやっている、彼らこそ国家権力を濫用してい

るんですよ。

それから松村さんの事件は、身内の事件なんですね。しかも強盗殺人とされているわけですけども、強盗に入って2万円の財布と背広を盗ってきたとされているわけです。またもう一件では強盗に入って3000円の財布とライターと携帯電話を盗んでいる。これを聞いただけで、果たしてこれは強盗事件なんだろうか。2万円のお金が欲しいために強盗に入って、そして殺すということがあるだろうか。3000円とライターを盗るために入って人を殺すのだろうか。しかも伯母さんであったり大叔父さんであったりするわけですね。検察は強盗殺人として事件をまとめたかもしれないけれども、まともに考えると、殺人は殺人で別の動機があり、物を盗っていくのは盗っていく別の動機があったらうとしか考えられない。つまり強盗殺人ではなくて殺人と窃盗であって、強盗殺人というのはえん罪ではないかと。

しかもこれは松村さんが自分で控訴しているわけですけども、しかし、その1週間後に今度は取り下げしています。控訴するということは一審の裁判に不満である、強盗殺人は間違いだということを経験所に言いたかったわけです。ところが1週間後にそれを諦めてしまう。これは普通の精神状態ではありえない話で、当然、精神的に大きな問題を抱えていたということがここから読みとれるわけです。

もし法務大臣が記録を精査したというならば、当然そういうことは読み取られなければならない。そういう読みとりさえもしないということは、そもそも全く考えなかった。ある法務大臣が言いましたけれども、まるでルーティンのように、執行を決定したとしか言いようがありません。つまり滝法務大臣は、国際法に違反する行為を堂々とやったということです。それにもかかわらず、「慎重に判断した」と。とても信用することができません。

それから服部さんのケースですけども、この人のケースは一審静岡地裁沼津支部では無期判決だったんですね。これは過去の判例からすると当然のことです。死刑に関する量刑基準というのがありまして、確かに強盗殺人であれば一定の場合に死刑判決もまったくあり得ないわけではない。しかしこのケースは殺人と強姦、被害者の方は一人。過去に同種の前科はない。生きたまま焼き殺したのですから、態様はとてつもない残虐な事件と言われても致し方ないですけれども、過去の裁判例からすると、死刑判決が出るはずのない事件だったんです。しかし、この人のケースは、一審で無期が出た後、控訴審になって逆転して死刑になる。これはどういうことを意味しているかということ、裁判所によって死刑か無期か、命を奪うか奪わないかという天地の差ほど量刑判断が違ったというわけです。

私は、それだけでも、死刑を宣告すべき正当性はないと思うんです。永山判決では、いろんな要素を

総合して考える。例えば被害者の数とか、あるいは加害者の年齢、あるいは犯行の残虐性、執拗性とか、そういうものを総合的に考える。それだけじゃなく、総合的に判断した上で、なおかつ死刑がやむを得ない場合についてのみ死刑は許されると言っているわけです。つまり、死刑は究極の最後の判断なわけです。ですから亡くなった団藤重光さんも、自分の考え方とこの永山判決とはほぼ一致している、つまりどこの裁判所がどういう裁判官が判断したところで死刑しか選択肢がないときだけ死刑は許されるんだという、そういう思想をこの永山判決は述べているんだ、というわけです。

そうすると、この服部さんのケース、一審は無期だったわけです。一般的に今までの裁判であれば、無期が当たり前だったんです。しかし、そういうふうなケースについて、これは正当だということで、滝法務大臣は執行したわけです。つまり量刑の誤判があるかもしれない。有罪か無罪かだけでなく量刑においても過ちがあったかもしれないというふうにか考えるべきだろうと私は思うんです。

にもかかわらず、こういうものを全く考えずに執行したということで、たいへん大きな問題、つまり法律的には、永山判決を基準として判例違反があるのではないかと。滝法務大臣は、就任の記者会見で、「裁判を無視してはならない、裁判は守らなければならない」と言っているわけです。しかし、その守らなければならない裁判の中に永山判決があり死刑適用基準がある。それに反しているこの服部さんの刑を彼は執行したわけです。完全に矛盾しているわけです。

死刑というのはもともと無理な制度、無理な刑罰、矛盾のある刑罰なわけです。人を殺してはいけないと言いつつ、殺すことを命令するわけですから、本質的な矛盾があるわけです。人が、どのように主張しようと、どのように正当化しようと、必ずそこに矛盾がある。このことを今の事例はよく示しているだろうと思うわけです。

しかも、二人とも、生きて償いたいと、一生、反省と贖罪の人生を生きたいと言っていたわけですから、死刑が必要だと言う人たちであっても、もはや死刑の必要はなくなっていたんです。まともな法務大臣であれば、いずれ恩赦を考えるべきであったでしょう。

誕生日に死刑執行

……再審をしようとしていた二人

ある新聞では、松村さんは30歳と書いてありました。ところが8月3日というのは松村さんの誕生日です。ですから31歳です。誕生日を狙って執行する。誕生日と分かっているのに執行する。これは、やってはならないことです。

韓国では誕生日の日には、死刑確定者がみんな集

まって、ボランティアの人も集まって、お祝いをする。生まれてきて良かったねと、命を大切にすることの最初は誕生日を祝ってあげること。死刑事件を起こした人の多くは家庭環境に恵まれない。しかし、みんなに誕生を祝ってもらい、そこから命の大切さを分ってくる。しかし、日本の法務省、滝法務大臣がやっていることは何か。誕生日に執行することによって、命の大切さではなくて、命を侮辱する、命をもてあそんでいる、そういうことをやっているのです。

それについて、大阪拘置所の死刑確定者である河村啓三さんから手紙が来ています。ちょっと読んでみます。

「あの日（8月3日）は松村恭造さんの31回の誕生日だったのですよ！

要するに彼は自身が生まれた月日に死んでいったのです。そのことを読経の際に寺林住職に話しますと、何とも気の毒なことだ——とおっしゃいました。彼自身も誕生日の日に執行されるとは思ってもみなかったはずですよ。

なぜなら、拘置所サイドは、確定死刑囚に対して誕生日の当日、本人（その日の午前中）に、コーヒーや、おかし類が官から配給されるからです。ですから松村死刑囚もそれを楽しみに待っていたはずですよ。

そんなこともあって8月3日の朝、まさか自分の生まれた日に執行されるなんて夢にも思わず、気分良くこの日は起床したはずだと思います。

大阪拘置所長も日をずらすなどして、執行の日の配慮があってもよいと思うのですがね……。法務大臣から書面が届いてから3日間から5日間の間に執行しなければいけないのかどうか、知りませんが、何も死刑囚の誕生日にわざわざ執行日を指定しないでもいいと私は思います」。

これが命を大切にすると標榜する法務省や滝法務大臣の本質なんです。

『再審と恩赦』というパンフレットがあります。国会議員を通して確定者の人たちに入れていますが、再審請求書の書き方、恩赦の出願書の書き方がそこに書いてある。その中に「あきらめてはなりません」というメッセージが書かれています。

松村さんはこういうことを書いています。

『『再審と恩赦』の中で「あきらめてはなりません」とありましたが、その時は言葉の上でしか理解していませんでしたが、今では本当の意味でその言葉がよくわかります。死刑という二文字がひっくり返る、返らないの問題ではなく、直面している問題があまりにも大きすぎるからといって逃げるなど。公に対して、世に対して、自分の抱えてきた苦しみをわかってもらえるように訴えかけていくのが大事なんだと。今の私には、生きる、ということの切実さが本当によくわかります。自分で自分のことを惨めだと

思うことが、人間の尊厳が傷つけられているということだと……」

と書いてあります。

今日の集会のタイトルに、「再審ができなかった二人への」と書いていますけれども、現実にも二人とも再審をしようとしていました。たとえば、松村さんから私どもに対して、もう一度『再審と恩赦』というパンフレットを送ってほしいという依頼が送られてお送りしましたし、服部さんも私どものアンケートに対して、再審をしていくんだということが書いてありました。

私たちは、昨年のアンケートをまとめたものを『死刑囚 90人 とどきますか、獄中からの声』という本にしました。ぜひ、機会があれば読んでいただきたいと思います。

今回の死刑執行のねらい

そういう中で、執行が行われたわけです。従来は、就任してから3ヶ月は執行しないというのが法務省の慣例だったんですが、今回は二ヶ月も経っていない。わずか、2ヶ月で記録など読めるはずがありません。これはどういうことかということ、今年の上半期に執行を2回やるということです。具体的には年4回執行体制を復活させる。つまり従来の死刑が頻繁に行われていた状況に戻すということが今回の執行の大きな目的だったと私は思うんです。過去、鳩山法務大臣あるいは長勢法務大臣等が2～3ヶ月に1回ずつ執行してきました。そういう時期を再現しようとしているんだと思うんです。

そして二人とも再審をしようとしていた、再審を願っていたわけです。逆に言えば、再審をしようとする、再審を願うと殺されるというのが現実です。再審をされると執行できなくなる。その前に執行をしてしまえというのが今回のケースではないか、と思うんです。

民主党は、皆さん方もまだ覚えていらっしゃると思うんですが、政策インデックスの中で死刑存廃の国民的な議論を行うと、当面の執行も含めて広く議論を行うと掲げました。しかし現実には民主党政権になって、3回の執行があり、途中で、1年8ヶ月という執行がゼロの年……私どもにとってはたいへんうれしい揺り戻しの時期もありましたけれども、それを完全に崩そうとする。民主党のその政策は完全に反故にされてしまった。民主党は法務省の言うままに執行せざるを得なくなってしまっている。

おそらく彼らは、次に9月末から10月に執行しようとしているだろうと思います。そして12月に

更に執行するという、そういうことを狙っていると思います。私たちは、それをなんとかして阻止する、そして一步でも死刑廃止の方向に向けた流れに転換していくということが求められているんだろうと思います。

死刑廃止に向けて

……存置の人たちを巻き込んで実現可能な法律を

日本の中で、死刑存置の最大の政治勢力というのは検察です。検察が頑迷にそして頑強に死刑を維持している。かれらが法務省を支配して法務行政を行っている。しかし、彼ら検察は、あくまでも刑事犯罪に対する取調官、訴追官、つまり犯罪を摘発して、刑罰の適用を要求し、そして刑の執行を指揮する役割の人間です。しかし、死刑の存廃の問題は、刑事政策、国家政策、そして国際政策、つまり行政の問題です。この人たちが政策を議論できるはずはないのです。行政は行政の専門家、将来を見据えて、世界を見据えて、そして、社会を見据えて、新しい政治を先取りしていく、政策を実現していく、それが行政官であり、行政府です。しかし、法務省は、およそ行政官ではない検察官が完全に握っている、課長以上はほとんど検察官というのが実情なわけです。そういう人たちが法務行政をやり、死刑を維持しているのです。ですから、検察改革も全く進まないし、監獄改革も全く進みません。ですから、まず法務省から検察官を追い出すことが必要です。しかし、そうしようとすると、検察から逆襲されて訴追されてしまう、誰かさんのようにです(笑)……というようなたいへん厳しい中ですが、しかし、それは頭の中にやっぱり入れておかなければならない。常に政治の場面では軸をどこに持つかということは重要なことですから、国会議員の方々に、これは考えていただきたいと思います。

そして、もう一つは先ほど、申し上げた死刑廃止に向けて、大きくではないけれども、しかし確実に、しかも堅くではなくて緩やかに、ハードルの低い第一歩を進めてほしい。そういう法律を考えてほしい。つまり死刑廃止に向かっていくけれども、しかし、死刑存置の人、死刑廃止に不安を持っている人でも賛成できる法律、そして選挙民を説得できる法律を考えてほしい。いきなり死刑執行停止というようなハードルの高い法律は、上程すら困難、現実的にはやっぱりダメではないかと思うんです。現実的に法律を考えてほしいというのが私のお願いです。ぜひそれを私どもは支えさせていただこうと思います。

死刑廃止チャンネルは <http://www.forum90.net/>

執行抗議集会の一部も動画で公開しています。

1 審無期、控訴審で死刑判決に

(服部純也さんの控訴審弁護士) 福島昭宏

この裁判の経緯

東京弁護士会の福島です。

僕はそもそも死刑事件には関わりませんでした。国選でたくさん溜まっている滞留事件というのを担当していました。今、弁護士がたくさん増えていて、生活のために国選が取り合いになっているんですけど、その当時はそんなことはなかったです。

滞留事件の中には、被告人と検察官が双方控訴するという案件がありました。一審は死刑求刑に対して無期懲役の判決が出ていました。死刑求刑事件につきましても、無期懲役等の判決が出たときには検察側が機械的に控訴しているというのは前々から聞いていました。検察官側は死刑を求めて控訴しました。通常の事件としてではなく、特別案件に指定してくれと、というふうに弁護士会側が高裁の担当部に申し入れをしましたが、担当部はこれを認めなかったんですね。

実はこの事件と時期を同じくしまして、同じく一審で死刑求刑、判決無期、検察官控訴という案件を担当したんですけれども、その案件は強盗殺人二件で、死亡被害者が二人。一審で主犯格の男性被告人は死刑判決になって、実行共同正犯……要するに、直接手を下している女性の被告人についてもやっぱりいかんだろうということで控訴され、むしろ、こっちのほうが逆転死刑判決が出るんじゃないのかと思っていました。

この案件は高裁の第二部というところが担当していたんですけれども、弁護士会側から特別案件というふうにしてくれと言う前から、裁判所の方から特別案件に指定して国選の依頼が来たんですね。裁判所も相当重要に考えているという意味表示だったと思います。

ただ、この案件は結局控訴棄却で終わりました、女性被告人は無期懲役ということでした。

服部君の担当部が特別案件に指定しないということは、それほど重大と思ってないんだろうというふうに僕は考えまして、だから受けたんです。僕は死刑事件に関わるのは嫌でしたから。人様の命を預かれる自信はありませんでしたので。

何年か後、読売新聞が特集を組んだんですけれども、その中で田尾裁判長がインタビューを受けて、一審判決を読んだときに、違和感を覚えたというように書いてあるんです。仮にそうだとしたら、特別案件に指定してくれよと。どうもこの、生きたまま焼き殺したという殺害方法に着目されたようになって

す。そうならば特別案件にしてくれと、それがメッセージになって逆転死刑判決にするぞということになりますから、弁護士会側も大切に考えますし、少なくとも僕は絶対に受けませんでした。

事前に上申書を書いて出したりという黒子の役割は、僕、当時副委員長とかやっていたので、そういうのを僕は全部やっていたから、あ、大丈夫だなんて瀬踏みしていたんですね。

検察官の控訴趣意書というのは量刑不当で、検察官が引用する被害者が一名の場合の一覧表が出て来るんですけども、死刑判決になった事案というのは、みんな昭和時代に発生した事件ばかりだったんです。弁護側としても死亡者一名なので死刑を回避できるでしょう、というふうに主張したんですね。ただ、本人は無期懲役でも長すぎるので有期懲役にしてくれというふうに言っていました。

控訴審判決は、被害者が一名であるということと真正面から取り上げて議論はしていないんですね。逆さにふってもその議論はしていない。仮に死刑が相当と考えるのであれば、そのことを真正面から議論すべきなんです。だって、検察はそこを争点にしているんですから。

生きたまま焼き殺したんだ、だから殺害方法が残酷なんだ、火炙りだから残酷なんだ、死亡被害者が一名でも、お前は死んでくれ、死刑判決なんだと言っているんだったら少なくとも先例としての意義があったと思う。

控訴審の立ち会いの検察官が、判決の後で、あれっ、死刑になっちゃった、という顔をしていました。この検事は広域指定事件121号事件という案件があって、一年ぐらい一緒にやっていたものですから、それなりに認識している人だったので、僕が顔を見て印象を受けたというのはそんなに外れていないと思った。控訴審での活動も粛々と役目を果たすような感じの方なので、特別、悪い印象はなかった。あと死亡被害者が一名で死刑になるというのは、例えば、殺人や殺人未遂事件の前科があるという場合が考えられると思います。

当時、平成に入って、東京高裁で逆転死刑判決になったのは、オウムの井上君ぐらいだったんですよ。前例としては。その他に自分で、やるかもしれないから死刑にしてくれと言ったので、高裁の裁判所がしょうがないと死刑にしたというのがありました。あと、僕の案件とほぼ同じ頃のは、一人殺人、一人

殺人未遂で、自分で軽自動車を桜田門に乗り付けて出頭した人がいました。その人はかなりヤバイ人だったみたいなので、控訴審で第五刑事部、高橋さんが逆転の死刑判決にしています。これはちょっと時期がずれるんですけどね。

あとは奈良で幼女誘拐殺人事件の方が死刑判決を受けています。その後の裁判の動向を見ても死亡被害者が一名で死刑判決が出た者はほとんどなくて、せいぜい僕が思い当たるのは名古屋のあの三人組による女性殺害事件ですね。遺族のお母さんがしゃかりきになっていますから、だから女性裁判長も頑張って死刑判決を出したんだろうと思います。

この沼津支部なんですけど、時期を同じくしてやっぱり死刑求刑、無期懲役というのがあるんです。それは一番がこの同じ場所なんですけれども、殺人未遂の前科ありで、その後ストーカー殺人をやった人になります。これも無期懲役にしているんです。控訴されて控訴審では逆転死刑判決にはなりません。むしろこっちの方がヤバイです。婚約者か何かをまず殺人未遂でやっていて、服役して出てきて、僕の記憶が正しければ女子高生をストーカーして駐輪場で殺していますから、こっちの方がヤバイと思っていました。変わるならこっちの方が変わるんだろうなと思っていました。でもこちらは死刑判決にはならなかった。

それから判決が変わるような予兆はあったのかと、判決が出た後、安田さんに聞かれたんですけど、特にない。僕は瀬踏みして行っていますから。なるわけないと思っていました。強いて言うならば、審理が終結して、判決日が決まった後に法廷が変更された。せいぜい、稀なのはそれぐらいのことです。通常、法廷というのは予約制ですから、変更しません。普段と違うことというのはそれぐらいでしたね。

あと、個別の事情に入って行っちゃうんですけど、本人が心配していたのは、一審のときサングラスをかけていた。飛蚊症で、すごく目がチカチカするのでサングラスをかけたんだけど、法廷で全然説明しなかった。相当印象が悪かったと思うというので、それはきちんと控訴審で説明しましょうと。法廷でサングラスをかけてくる人はあまりいないでしょうから。

あと、本人が気にしていたのは一審の法廷が終わったあと、法廷内で弁護人と言葉を交わしたということ。そのとき、弁護人がちょっと笑顔を見せたそうなんですけど、それについて遺族が激怒していたということを被告本人は気にしていました。

控訴審で父親が情状証人で証言したんですけど、坊主憎けりゃ袈裟まで憎いわけで、控訴審で証言台に立つと、服部君を睨んだあと、僕を睨むんです。俺は殺していないからと心の中で思ったんですけど、まあダメですね。こんな極悪人を弁護している弁護士は憎たらしい。

それで、弁護側、被告人側、検察側、双方控訴なんですけど、被告も家族や親戚や友人たちというのがけっこうまだサポート体制がついていて、人が亡くなっているんだから被告人に声をかけて被告側の控訴を取り下げてくれ、そうするともっといろんな人たちから上申書や嘆願書が集められそうなんだという話を聞きましたので、本人にそういうふうに言いました。だけど無期懲役は嫌、ということで、上申書や嘆願書の類は集めることができませんでした。

検察官側の立証は、ご両親をはじめ、親戚、知人、友人から個別に手紙とか上申書、書面を作成してもらった上で、それをまとめて証拠として提出していました。

僕としては逆転判決はないだろうと思っていましたので、全部同意しました。お父さんの上申書もあったので情状証人として採用されるかどうかは裁判所の判断にまかせますと、裁判所は採用してお父さんの証言を得ることができました。

被告人本人は逆転判決になりましたから、多分私のことを恨んでいたと思います。上告審に係属しているときに……もう上告審の弁護人に事件を引き継いだんですけれども、本人から面会要請の手紙が来ました。担当弁護人ではないので、一般面会なら会えますよと回答しましたけれど、その後、動きがなかったの、多分、秘密面会して、自分の責任だと言って金でもせびり取られるのかなと思っていました。

被告人のことをよく知らずにね、ネット右翼だか何だか知りませんが、死刑、死刑ってガタガタ言いますけれど、本当に被告人のことをわかっているのはやっぱり担当弁護人ですよ。上告審の弁護人は一切公の場で発言しませんし、電話がかかっても何一つ言いませんから。それぐらいの人だったんです。だから再審もできなかったんです。そのことはよく頭に入れていただいたほうがいいと思います。

それと、死刑判決が確定して、ようやく反省の気持が出てきたとしたら、裁判には全然反映されませんが、僕としてはもう一度チャンスを与えてもよかったのではないかと。これは、本人のためではなくて、元の奥さんが本人のこと無茶苦茶好きなんです。好きで好きで大好きでしょうがない。小さいお子さんがまだ二人いらしたので、だから本人のためじゃなくて、元の奥さんや子供たちのために帰してあげたいなという気持がありました。

日本は減点社会です。失敗すると、次のチャンスはなくなっちゃいますね。保身で何もしない人がだんだん出世していくというぐらいですので、これはしょうがないなというふうに思っております。

控訴審の判決内容

それから控訴審の判決内容をちょっと紹介してお

きましょう。

家庭環境についてです。

「このように被告人は少年時代から非行を繰り返して二度少年院において矯正教育を施され、成人後も覚醒剤取締法違反や強盗致傷の罪で懲役刑に処せられており、相当長期の刑で服役し、仮出獄を経て刑の執行を終了後、半年足らずで本件犯行に及んでいることを考えると、被告人の規範意識は著しく稀薄で更生の意欲に乏しい。その犯罪性向には根深いものがあると言わざるをえない」。……ケチョンケチョンに言われています。

永山事件のときもそうだと思うんですけど、「被告人の家庭が非常に貧困であったということまでは認められないし、被告人だけが他の兄弟と差別された育て方をされたり、理由もなく虐待されるようなこともなく、父親から厳しい処遇を受けたことがあったとしても、それは被告人の性格ないし素行の悪さによることが大きいことがうかがわれ、同じ家庭環境で育った同胞に被告人のように犯罪歴があるわけではない。むしろ犯罪性向は、家庭や教育環境よりも被告人のこれまでの生き方、考え方、生活の仕方に由来することが多いと考えられる。被告人は本件犯行時三〇歳に近い年齢であり、妻と子供二人を抱える身であったのだから、その生い立ちに同情すべき点があったとしても、これを斟酌するには自ずから限度がある」……田尾さん（二審裁判長）こういう言葉、好きだと思うんですね、多分。

あとは、前科ですが……。「原判決（一審の無期懲役の判決）は、被告の前科には殺人等、他人の生命を侵害しようとした犯罪は見当たらず、被告人にこの種犯罪傾向が顕著であるとまでは言い難いことを斟酌すべき事情として取り上げている。被告人に殺人等の前科がないことは指摘の通りであるが、被告人は少年時から何度も矯正教育を受けながら功を奏せず、前刑でかなり長期間服役したにもかかわらず、仮出獄後一年も経たないうちに、本件、逮捕監禁、強姦を行い、殺人をも犯すなど、凶悪の度合いを深めており、とりわけ、本件殺人の態様が余りに残虐、非道であることに着目すると、被告人に生命侵害の傾向が顕著であるとまでは断定できないとしても、これを特段有利な事情であると考えすることはできない」。やっぱり生きたまま焼き殺したことに着目しているのが控訴審判決です。

テレビ・ドラマみたいな経験でしたね。判決当日、裁判長が着席して、主文を後回しにしますと言った瞬間、傍聴席の人たちがパンッてやったんですね。僕はその瞬間、え、何言ってるの？って。裁判長がもうドラマみたいに向こうの方から読み上げているようで、ほとんどうまく聞き取れないような感じになって……唯一パッと顔を上げたとき、裁判長の声の感じが変わったので顔を上げたんですけど、多分、このところだと思いますけど、「被害者は当夜ア

ルバイトを終え、自転車に乗って帰宅している途中、たまたま被告人の目に止まったばかりに凶悪な犯行の犠牲になったもので、突然拉致され車に閉じ込められて人里離れた場所に連行されて凌辱されたばかりか、からだを縛られ身動きの取れない状態で、焼き殺されるという残虐極まりない方法で絶命した。被害者の無念、苦痛はいかばかりかと察せられる。誠実に生きて努力を重ねてきたにも関わらず、苦悶の内に命を失うことになった被害者の思いや短い一生を思うとき、深い憐れみを覚えざるをえない。また、被害者を慈しみ育ててきた両親や姉は同女の大学進学を喜び家族四人で穏やかな生活を送っていたのに、突如、無惨な姿に変わり果てた被害者との対面を余儀なくされたものであり、その喪失と苦痛は余りにも大きく慰める言葉もない。」

そして服部君に対して被害者がどれだけ熱かったか、どれだけ怖かったか、どれだけ苦しかったか、身を以て知れと言いたい、などと述べ、「被告人に対して極刑を望んでいる。また、本件被害者の恩師、友人、同級生ら、被害者を知る者のみならず、地域住民に与えた衝撃も大きい」……というふうに言っていますが、このところで多分裁判長が感極まったんだろうと思います。

最後、主文の判断ですが、「以上の考察を経て、被告人の量刑を検討すると、本件が通りすがりの女性を車に拉致して強姦した上焼殺したという凶悪な犯行であること、被害者に何らの落ち度もなく犯行の動機はまことに身勝手に理不尽であること」……これ、早く覚醒剤を使いたいからといってガソリンぶっかけて焼き殺していますので相当悪質なんです。「殺害の方法が残虐極まりなく、結果がまことに重大であること、被告人の犯罪性向は根強く、改善更生の可能性に乏しいこと、処罰感情が峻烈で、地域社会に与えた影響も大きいこと等を考えると、被告人の罪責は余りにも重大であると言わざるを得ない」。「なお、被告人に有利に斟酌すべき事情、即ち、被告人には殺人等の前科がないこと、被告人が本件各犯行を概ね認め、遺族に謝罪し、兄に依頼して殺害現場で焼香を行うなど、反省態度の様子がうかがわれることなどの事情も存するが、これらを最大限考慮しても被告人に対しては極刑をもって臨むしかないと判断される」、ということです。

多分、裁判官は最後に、検察官の論旨は理由があるということ、終わっちゃったんです。通常、弁護人の論旨は理由がないって決め台詞があるんですけど、そこまでは読まなかった。意識したんだかどうかわかりませんが。

だから正面から議論していないっていうのも、もしかしたら、ちょっと感じていたのかもしれない。ご遺体は多分家族がお引き取りになっていると思います。

以上です。

執行された二人から

服部純也さんから

何を今更と思うかもしれないですが、もう一度チャンスが欲しいです。もし社会に出られたら一生悪い事、犯罪というものを犯さない自信があります。その自信はどこから出ているかという、死刑囚はいつ執行というもので身体が持っていられるか分からない立場で、いつも精神的に辛い思いをしています。その恐怖に比べれば社会に出て真面目に生きる事なんて簡単なのです。社会に居たら居たで誘惑もあるし、それはそれで大変ですが、執行される事と比べれば辛い事も幸せになるのです。

人の命を奪ってしまいました、やはり命を大切にするという事は大事だし、ましてや自分の命ですので、まだまだ被害者やその遺族に対しての謝罪や償いは出来ていないので、死ぬ訳にはいかないのです。

心の苦しみは身体の苦しみよりも重いと言われていますが、被害者の遺族と同じ様に死刑囚も苦しんでいるのです。同じ立場ではないですが、死刑囚の苦しみも分かってほしいです。

死刑廃止を強く訴えたいです。死刑になりたくて人の命を奪う人も居ますが、死刑を廃止すればそういう人も居なくなるだろうし、終身刑があれば被害者の遺族にも償いが出来るので、何が何でも死刑を廃止して下さい。それが殆どの死刑囚の総意になる事は間違いありません。

(2011年のフォーラム90のアンケートに答えて)

松村恭造さんから

最後に私の近況、心境について記しておきます。

死刑が確定してまだわずか4カ月しか経っていませんが、私の中では大きな変化が生まれています。大阪拘置所に移ってきた当初は、正直ふてくされていて、看守に対しても「管理する側」←→「管理される側」という関係式でしか見ていませんでした。ところがこのひと月ほどで私の中で意識が変わってきて、簡単に言うと、「私は決して大勢いる“管理される側”の“1”なんかじゃないんだ」ということです。最近では、朝顔を合わすたびに自分から元気良く「お早うございます!」と挨拶するようにしています。すると、たいがいの看守は機嫌良く「おう、お早う」と返してくれますし、そうした声掛けを続けるうちに、最近では心なしか私が挨拶をするのを楽しみにしてくれている看守も増えたようだし、向こうから積極的に雑談（といってもたわいない話題ばかりですが）を持ちかけてくれる看守もできてきて、個人的な繋がりもできました。今は世間（外部）の人に対して、「世間の人と思う死刑囚のイメージなんて、狭い独房に閉じ込められて、ずっと死に怯えている、そんなでしょう。でも実際には死刑囚でも、自分が変わる事でこんなにポジティブに明るく過ごせるんですよ。あなた方は自由の身ではありませんか。ならば自分が変わる事でもっと大きなものを掴めるはずですよ」というメッセージを訴えかけたいです。

おいおいそういった今の心境を文学作品として外部に発表するチャンスも来るかと思えます……。 (2008年のアンケートに答えて)

【二人とも2008年、2011年のフォーラム90のアンケートに回答を寄せている。ここに掲載したのはフォーラム90編『命の灯を消さないで』『死刑囚90人 ときどきか、獄中からの声』から一部を抜粋した。ぜひお買い求めください。インパクト出版会刊、『命の灯……』は1300円+税、『死刑囚90人』は1800円+税です。】

死刑日録

7月24日 最高裁第三小法廷（寺田逸郎裁判長）は加賀山領治さんの上告を棄却、死刑確定へ

7月 横浜地裁の裁判員裁判で自ら控訴取り下げをし、弁護人による審理継続申立中だった池田容之さんが死刑確定へ

8月3日 滝実法相、服部純也さん（東

京拘置所）、松村恭造さん（大阪拘置所）の死刑を執行
(9月2日現在、死刑確定者132人)

◎ブックレビュー

『ライファーズ 罪に向きあう』坂上香著

米国の民間更生組織アミティとの17年にわたる取材と交流から生まれた罪と更生を考える上での必読の書。

重い罪を犯した人間が自分の経験を受刑者間で話すことから自己と罪とを捉え返し、再生していく。管理

一辺倒の日本の矯正施設にアミティの思想がじわじわと染み込んでいけば、いまの重罰化は止まるに違いない。(みすず書房、2600円+税)

『解』加藤智大著

秋葉原事件の被告が、「どうして自分が事件を起こすことになったのか理解しましたし、どうすべきだったのかにも気づきました。それを書き残しておくことで、似たような事件を未然に防ぐことになるも

のと信じて」書いた手記。(批評社、1700円+税)

『死刑と精神医療』高岡健・中島直編

メンタルヘルス・ライブラリーの1冊として刊行されたこのテーマでまとまった最初の本と言えそうだ。編者以外の執筆者は、芹沢俊介、小林修、山本眞理、横藤田誠、多田元、浜田寿美男、木村一優、高田知二。(批評社、2000円+税)

再審ができなかった二人への滝実法相による 死刑執行に抗議する院内集会 集会決議

さる8月3日、滝実法務大臣は、服部純也さんと松村恭造さんの2名に対する死刑執行を行った。私たちは、この死刑執行に強く抗議する。

滝大臣は執行直後の記者会見において「えん罪の有無とかそういうものが重大な事実として認められない限り、やはり裁判所の決定、裁判というものを尊重する立場は、法務大臣として貫かなければならない」と述べ、この2名が「えん罪の危険性のない人」であることを理由に死刑執行命令を下したようであるが、百歩譲って滝大臣の論理に基づいたとしても、果たしてこの2名の死刑の執行が正当化できるのかについて私たちは疑わしいと考える。

服部純也さんは、一審無期懲役であり、二審で死刑判決に転じ、これが確定した。一審裁判所は、検察の死刑求刑に対し、不遇な生い立ちや計画性のなさなどに着目し、死刑は相当ではないと判断した。ところが二審はこの一審判決を覆し、「犯行の残虐性」という犯罪の結果を強調し死刑判決を下したのである。この確定判決の量刑は妥当なものといえるのだろうか。果たして服部純也さんに更生の可能性はなかったのか。

松村恭造さんは、一審死刑判決の後、自ら控訴を取り下げ死刑が確定した。滝大臣は、会見で「裁判所が一審、二審あるいは三審という形で、裁判官がそれぞれの段階で死刑判決を書くに当たっては、相当な御苦勞をされているわけです」と述べているが、松村恭造さんは二審以降の判断を受けていない。1984年の国連による「死刑に直面する者の権利の保護の保障に関する決議」が、すべての死刑事件を必要以上に訴えるようにすべきとしているように、死刑事件においては特段の被告人の権利保障が必要である。日本においては、絶望的な裁判過程のために上訴を被告人本人が取り下げる場合が少なくない。松村さんもそうである。松村さんに、憲法上の「裁判を受ける権利」が十分に保障されていたといえるのだろうか。

また、服部純也さんと松村恭造さんは、不当な確定判決に対して再審請求する意向を示しており、拘留所も当然このことを把握していた。滝大臣は、今回の被執行者に再審請求中の者はいないと明言したが、死刑執行の審査にあたっては、当然、再審をしようとする者についても考慮がなされなければなら

ない。

果たして、法務大臣は、この二人が再審しようとしていたことを知っていたのか。

滝大臣は、幼少時から「納得できないことはしない」というのが信念であるのだという。その滝大臣は、さる8月8日、死刑廃止を訴える市民団体との面談の場で「私も学生の頃は死刑廃止だった」と発言した。加えて滝大臣は、「袴田巖死刑囚救援議員連盟」の発足時からのメンバーでもあり、野田政権で副大臣を務めている際にも同議連の会員であった。

滝大臣に問いたい。いつから死刑存置の考えになったのか。今回の死刑執行は「納得できること」なのか。

また、滝大臣は、出身官庁である自治省時代に官僚の限界を感じて政界入りしたという経緯があるという。2005年の郵政選挙の際に自民党から公認を得られず、新党日本から出馬して以降、滝大臣は活発に官僚批判を続けてきた。

滝大臣は、6月の就任直後から死刑執行を検討してきたというが、死刑執行の継続、死刑制度の存置こそ法務・検察官僚の強固な意思にほかならない。滝大臣は8月3日の会見で「裁判所の結論は尊重しなければならない」とも述べたようであるが、裁判所や法務省の誤った判断を政治的な観点から正すことこそが、刑法475条1項に法務大臣の判断を係らしめている所以であり、それこそが法務大臣の職責である。

滝大臣は、自らの信念や政治信条を枉げ、法務・検察官僚に導かれる形で死刑執行に踏み切ったといえるのではないのか。

以上のことから、滝大臣による今回の死刑執行は、法務大臣の職責を放棄したものとわざるをえない。

私たちはいかなる死刑判決、死刑執行も認められないという立場から、滝実法務大臣による死刑執行に改めて強く抗議する。

2012年8月27日

再審ができなかった二人への滝実法相による死刑執行に抗議する院内集会
参加者一同

奥西さんに再審開始決定をもう一度伝えたい

(弁護士) 河井匡秀

1、事件発生からいままで

名張事件は1961（昭和36）年3月28日に三重県名張市葛尾という村の中で、公民館で開かれた懇親会において葡萄酒を飲んだ女性のうち5人が死亡し、飲み残った葡萄酒から猛毒の農薬成分テップが発見されたという事件です。

重要参考人として取り調べられた人は、事件当日に葡萄酒を買うことを決めたNさん、Nさんの部下で事件当日に葡萄酒を買ってNさんの家に届けたRさん、葡萄酒をNさんの家から会場へ運んだ奥西勝さんです。この3人は非常に厳しく取り調べを受けまして、正直言ってNさんは自白寸前までいったんですね。一日ずれていたら逆の立場だったかも分かりません。

連日の調べで奥西さんが自白しました。当時は酷い報道がなされていて、自白しただけで犯人扱いされて、記者会見までさせられ、大勢の記者の前で自分がやりましたと、さらし者のようにして写真まで撮られて報道されました。

第1審は無罪でした。自白は信用できない、奥西さん以外の人にも犯行の可能性はあるということです。しかし高裁は逆転死刑判決を言い渡し、最高裁で死刑が確定しました。

1973年から第1次から第4次までご本人が再審請求されておられ、弁護人はついていませんでした。77年の第5次再審請求から日弁連が全面的に支援し、現在に至っております。97年には特別抗告が棄却され、97年から第6次再審請求です。私はこの第6次再審請求から弁護団に入っております。第5次再審の時に新証拠を使い果たしており、第6次再審の時にいろいろと新証拠を発見したというわけです。2002年4月から第7次再審請求が始まります。そして2005年4月、名古屋高裁は再審開始を決定するわけです。弁護団の提出した新証拠を無罪を言い渡すべき明らかな証拠であると認めて、再審開始を決定しました。

しかし2006年12月、同じ名古屋高裁で、検察官の異議申し立てを受けて再審開始決定を取り消す。そして2010年4月、最高裁は再審開始取消決定をさらに取り消し、名古屋高裁に差し戻しました。しかしまた今年の5月、再び再審開始を取り消して、再審請求を棄却したわけです。

弁護団は直ちに再度の特別抗告を申し立て、現在2回目の特別抗告審が最高裁第1小法廷に係属しております。

2、確定審段階での議論

簡単にここで確定審の段階でどのような審理がされたか、振り返ってみたいと思います。

葡萄酒の王冠の表面に傷が付いております。奥西さんは葡萄酒を歯で噛んで開けたと自白させられており、歯型みたいなのが付いていて、これが奥西さんの歯型と言えるのかどうか、最大の争点になりました。歯痕鑑定は1審2審と何度も行われていますが、3対3で完全に分かれていましたが、2審で出た松倉鑑定というものが非常に影響を与えたといわれています。写真1を見ると奥西さんの歯型と証拠物の歯型の痕がピッタリ一致するわけです。松倉豊治というのは当時の法医学者の第一人者でしたので、この写真を見せられて第一人者が断定できるということ、その影響は大きかったと思います。

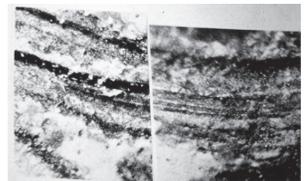


写真1 松倉鑑定書の条痕写真比較

これで死刑は確定するわけですが、第5次再審請求におきまして弁護団は新証拠を提出します。それは松倉鑑定の不正を暴露した土生鑑定です。松倉鑑定というのは写真を撮っただけだったのですが、土生鑑定というのは3次元形状で立体的に出て来るんですね。こうして二つの傷を比較してみますと全然別物だったということが分かりました（写真2）。

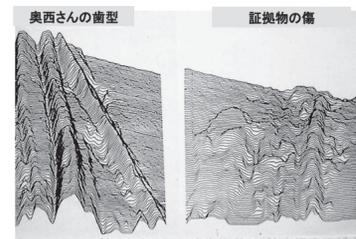


写真2 土生鑑定による3次元測定結果

さらに松倉鑑定の写真ですが、実は左右の条痕が一致するように倍率が操作されていて右側の写真は倍率が2倍にして鑑定書に添付されていたことがわかりました。非常に重要な証拠についてこのような不正、虚偽鑑定が行われていたわけですから、この段階で再審が開始されなければならないと思います。

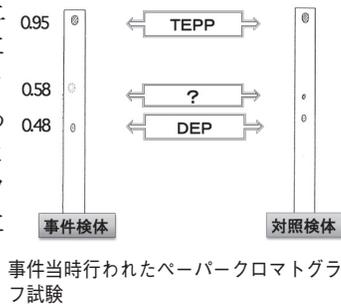
しかし第5次再審の最高裁判断は、「歯痕鑑定は大幅に証明力は減殺されたが、証拠は申立の歯によって出来たとしても矛盾は生じないという程度で証明力は残っている」と判断したわけです。当時の裁判長は大野正男さんでした。大野正男さんというのは評価の高い方ですけど、到底許し難い、と思っ

ております。

3、第7次再審で弁護団が提出した新証拠

第7次再審請求で弁護団が出したのが毒物鑑定、いわゆる佐々木鑑定、宮川鑑定と呼ばれていますが、葡萄酒に混入されていた農薬は、奥西さんが持っていた農薬ニッカリンTという農薬とは別の農薬が混入されていたはずだという証拠です。

事件当時行われたペーパークロマトグラフ試験というのがあります。左側が事件検体、飲み残りの葡萄酒から採取したものをペーパークロマトにかけたもの。右側が事件検体と同じ条件でニッカリンTを入れてやってみた。上の0.95というところに現れたスポットはテップ、いわゆる毒性のある成分です。0.48のところはジエチルホスフェート。しかし0.58にスポットが対照検体



ですが、飲み残りの葡萄酒からは現れていない。これはいったいどうしたことかという点が問題になりました。

ここでエーテル抽出ということを説明したいと思います。まず飲み残りの葡萄酒を採取してきます。これにエーテルを加えよく混ぜると、エーテル層と葡萄酒に分かれるわけです。アルコール分の一部がエーテル層に移行するわけです。これを暫く放置し、このエーテル層と飲み残りの葡萄酒の層を分離し、分離したエーテル層はビーカーに入れて保管するわけです。残った葡萄酒にまたエーテルを入れ混ぜる。放置しますと、エーテル層と葡萄酒に分離する。この過程を何度も何度も繰り返すわけです。そうしてエーテル層だけをまとめます。その中に葡萄酒の成分が混じって入ってるわけですね。エーテルというのは沸点が40度位なのですぐ蒸発してしまふ。これを減圧下で蒸発させます。濃縮という作業になります。そうしますと少しのエーテルの中に農薬の成分がたくさん溶けているという状態になります。これを濾紙に点滴しますと、濾紙にその成分が現れます。

ペーパークロマトグラフ試験とはどういうものかを説明します。濾紙の一番下の所に検体を付着します。対照検体と事件検体、これを添加液に浸します。これはどんどん浸透して上の方に行きます。その中に入っている物質の分子の大きさとか移動距離が違ってくるわけです。ここに発色剤を噴霧しますと、スポットが出てくるという仕組みです。

これは事件当時、今のような過程を経て行われたペーパークロマトグラフ試験ですが、一番上に出たのがテップ、テトラピロホスフェートといわれているものです。0.48のところに出たのがジエチルホスフェートと言われているものです。真ん中がいったい何か。ニッカリンTに使った対照検体には現れて

るんですが、事件検体の方が出てきませんでした。これはどうしたことか。0.58のスポットが事件検体から現れなかった理由なんですけれども、当時の鑑定人は、「成分が何か分からないけれども、非常に加水分解しやすいので加水分解によって消失したと思われる」と証言しました。実はテップ剤には種類があります。まずこれは奥西さんが持っていたニッカリンTというもので、ほか三共テップと二種類があるんですね。これは実は成分が異なるわけです。ニッカリンTの方にはトリエチルピロホスフェートというものが含まれているんですが、三共テップの方にはトリエチルピロホスフェートという物質が含まれておりません。佐々木鑑定は0.58のスポットの成分は加水分解が非常に遅いということを理論的に明らかにしました。三共テップには先ほどの0.58のスポットの成分は含まれていないことも明らかにしました。佐々木先生は神戸大の、宮川先生は京大の教授なんですが、宮川先生は弁護団が見つめてきたニッカリンTと三共テップの分析をしていただきまして、佐々木鑑定を実証的に裏付けたものです。弁護団が見つめてきたニッカリンTにつきましては、加水分解を実際に行っていただきましてその実験をしていただきました。

そうしますとテップというものはかなり加水分解が早いんですね。どんどん減っていきます。もともと入っている量が多いです。逆にデップというのは増えるんです。なぜ増えるかというテップというのが分解してデップを生成するわけです。だからデップはどんどん増えていく。問題のトリエチルピロホスフェートはほとんど加水分解しないんですね。2日経っても殆どそのまま残っている物質なわけです。ということで佐々木鑑定、宮川鑑定の帰結ということですが、加水分解というのは0.58のスポットが現れなかった理由にはならないということになります。ニッカリンTが使われたとすると、0.58のスポットが出てこなければおかしいということになります。ニッカリンTではなくて三共テップが毒物だとすると矛盾なく説明できるということが分かりました。犯行に使われた農薬はニッカリンTではないということですね。

4、再審開始決定後の検察・裁判所の不当な動き

2005年4月、名古屋高裁は再審開始を決定したわけです。犯行に使用された毒物はニッカリンTではない可能性が高いということを明確に判断しました。

しかし再審開始取消決定を出した、同じ名古屋高裁の異議審で、ニッカリンTが使用されたものの、トリエチルピロホスフェートが検出されなかったと考えることは十分に可能であると、いろいろと屁理屈をこね回して、要するに自白が信用できると言った上で屁理屈をこね回して、科学的証拠を無視したわけです。

2010年4月に最高裁はこの異議審の決定を破棄、

差し戻したわけです。科学的知見に基づく検討をしたとは言えず、その推論過程に誤りがあった疑いがある、このような理由で破棄、差し戻しました。

ここでも本当は最高裁が再審開始を決定すべきだったと思っています。異議審で十分審理は尽くされたわけですから、その段階で、再審開始が決定されなければいけなかったと思います。

差戻審でまた争われたわけですが、その争点ですが、先ほどから言っている 0.58 スポットというものの成分は、トリエチルピロホスフェートと特定されているだろうかという点。

検察官の主張は、トリエチルピロホスフェートの成分は5%以下しか入っていないんだというふうに主張しました。

これに対して弁護人は、先ほどの宮川鑑定、佐々木鑑定から、トリエチルピロホスフェートは17%以上入っているんだという主張をしていました。

ちなみに、検察官は主張をどんどん変えます。最高裁の段階ではトリエチルピロホスフェートは発色しないという主張を実はしていたんです。そうしたら、差戻審では、全然違う主張をしてきました。どうして科学的な見解について、そんなに見解が変わってくるのか。どうして裁判所はそれを採用するのか、不思議でならないんですけれども、少なくとも差戻審でもこういう主張の対立がありました。

そこでニッカリンTを再び、新しく製造してみても、成分を分析してみようということになったわけですが。差戻審で行われた鑑定ですが、ニッカリンTを再製造して、新しくニッカリンTを作りました。そして新しいニッカリンTの成分を分析しました。

これは重水に溶解直後のものですが、トリエチルピロホスフェートは24.7%含まれていました。

要するに弁護団の主張が科学的に裏付けられた。検察官の主張は5%以下と言っていたわけですからこれは否定された。この段階で弁護団の勝ちだというふうに思うんですけれども。

それで、ニッカリンTの成分分析ですね。

宮川先生が成分分析したニッカリンTは40年前のものでしたので、宮川鑑定と新しく作ったニッカ

リンTの成分の分析を比較してみました。

上が宮川鑑定の分析、下が新しく作ったニッカリンTの分析、このA、B、C、D、Eと割り振られていますけれども、そこが一致している。もちろん上は40年前のもので若干劣化が進んでいますけれども、ほぼ同じスポットが検出されたわけです。宮川鑑定の分析結果は正しかったということが裏付けられたわけです。

これの加水分解の変化というものをさらに調べたわけですね。やっぱりテップはどんどん加水分解でなくなっていく。逆にデップというのは、テップが分解されて生成されますのでどんどん増えていく。

トリエチルピロホスフェートはやっぱりほとんど加水分解しない。そのほかにトリエチルホスフェートとか、ペンタエチルトリホスフェートとか非常に化学的なものもあります。

ただ、このペンタエチルトリホスフェートという言葉はちょっと覚えてください。この一番下にあるオレンジ色の部分ですけれども、非常に少ない物質なんですけれども、そういったものが一応あることはある、ということがわかりました。

差戻審で検察側の鑑定人はある仮説を立てました。こういうことは本当は鑑定人が勝手にいってはいけないんですけれども、勝手に言いだしてですね。それはどういうことかという、実験検体の方は先ほど言ったエーテル抽出の過程を経た。しかしその対照検体の方はエーテル抽出しなかったんだと。だから真ん中のスポットに違いが生じたんだと、こういう仮説を言ってきたんですね。

これはトリエチルピロホスフェートですね。右側の対照検体はエーテル抽出をしていないからトリエチルピロホスフェートが出た。左側の実験検体のほうはエーテル抽出したからトリエチルピロホスフェートが、エーテル抽出の段階で消えたんだと、こういうことを言い出してきたわけです。

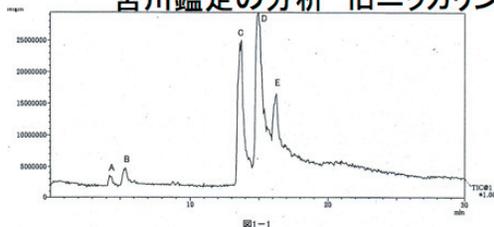
もともとこの対照検体というのは実験検体と比較するためのものですから、全然条件が違う中でやるわけがないのでありまして、もともとナンセンスなんですけれども、そんなことを勝手に鑑定人は言っております。

検察官はこれに飛び付き、また主張を変えました。この鑑定人が正しいと、言い出すわけです。しかし鑑定人というのは実は事件当時のことはわかってなくて、事件当時、この鑑定を行った須藤という人はこういうふうに言っているんです。

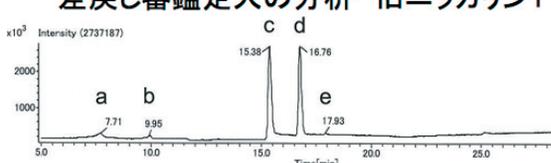
「標準物を同時に同じ条件下に置きまして、ペーパークロマトグラフを行ったわけです。標準物というのはニッカリンTを取りました。これは対照のぶどう酒の中に添加いたしまして、それをエーテルで抽出しまして検体と同じようにして処理しました」と言っているんです。

ですから当時の鑑定人はエーテル抽出をしてああいうふうに出てきたんだと言っているの、当時の証言を無視した形になっているわけです。これは確

宮川鑑定の分析 旧ニッカリンT



差戻し審鑑定人の分析 旧ニッカリンT



定記録に明確に出てくるものです。

トリエチルピロホスフェートはエーテルで抽出されないという鑑定人の仮説は、こういったことからすると、科学的理論的に説明できません。当時の鑑定人がエーテル抽出できていると言っているわけですからね。

当然、それは実験結果が全然ないわけですね。それから対照検体がエーテルで抽出されている事実と明白に矛盾するというので、その鑑定人の仮説というのは崩れ去っただろうというふうに思います。

だからニッカリンTが毒物だとすると、0.58のトリエチルピロホスフェートが出てこない理由を科学的合理的に説明できないということになると思います。

この毒物がどういう影響をしているかということですが、毒物はニッカリンTではなく三共テップだと。そうしますとニッカリンTを入れたという自白の信用性は、完全に崩壊するわけです。奥西さんはニッカリンTしか持っていなかったですからね。三共テップを持っていなかった奥西さんは犯人ではないという、非常にわかりやすい話です。

ところが名古屋高裁は再び再審開始を取り消したわけですが、これがまた全然違うことを言い出すんです。鑑定人も検察官も言ってないことを突如言い出してきました。

対照検体はエーテル抽出をしていると。鑑定人はエーテル抽出をしていないと言っていたんですけども、対照検体はエーテル抽出をしている、これは認めざるをえませんでした。トリエチルピロホスフェートはエーテル抽出されないんだということを言い出したんですね。

じゃあ対照検体はなんで出てきたかということなんですけれども、先ほどでてきましたペンタエチルトリホスフェートが対照検体ではエーテル抽出されただと。それでペーパークロマトグラフ試験の展開中にペンタエチルトリホスフェートが加水分解してトリエチルピロホスフェートができたんだと。実験検体ではペンタエチルトリホスフェートの加水分解が進行していたためエーテルでも抽出されなくて、トリエチルピロホスフェートも生成されなかったと。こういう理屈なんですね。

先ほど申しあげましたけれども、鑑定人も検察官も誰も言っていないことなんです。当然審理の過程でそんなことは一言も出てきません。全くの推測でしかないわけです。そもそもペンタエチルトリホスフェートがエーテルで抽出されてくるのかという実験結果はどこにもないんです。

先ほど、ペーパークロマトグラフの過程を御覧いただきましたが、濾紙の一番下についたものが上に上がっていくわけですね。その途中で加水分解することになると、丸いスポットにならないですね。ワットと背景に流れてしまっ、丸いスポットにならないはずなんです。

そういったペーパークロマトグラフ試験のことも

何もわかっていない裁判官が、ただ単に屁理屈をこねて、弁護人の主張をなんとか破ろうということで、作り上げたものでしかないわけです。要するにほんとうに化学の素人の裁判官が推測だけで作りあげた砂上の楼閣にすぎない。

この再審請求棄却決定というのは、結局2006年の異議審決定と全く同じ誤りを犯しているわけです。

再審の基本理念というのは、冤罪者を救うための人権保障のための制度です。

これは当然憲法で二重の危険が禁止されて、刑法も戦前の旧刑訴から不利益再審がなくなったわけですね。こういった弁護人に反証利益を与えなかった全くの不意打ち的な認定は再審の基本理念にも適正手続の保障にも反する。もともと認定自体が全おかしな認定なわけですからね。

5、状況証拠について

次に、状況証拠の問題点についても一言触れたいと思います。

奥西さん以外の人に犯行の機会や犯行の可能性はなかったのかという点です。

確定審の周囲の状況ですが、第1審の無罪判決は葡萄酒が公民館近くのNさんのお宅に届いたのは午後4時前だと。実はその後Nさんのお宅にYさんという人が来ているんですけども、玄関のところに置いてあったはずの葡萄酒を見ていないんですね。そうすると、これは第1審判決が言っているんですが、その間、葡萄酒が姿を消していたと考える以外ないわけです。

そうすると奥西さん以外にも犯行機会、犯行可能性がある。4時以前に着いていたとすると、一時葡萄酒がなくなったということになりますから、確実に他者の犯行ということが具体的可能性をもって出てくるんですね。

控訴審判決は葡萄酒が公民館近くのNさんのお宅に着いたのは午後5時頃だから、奥西さん以外に犯行の機会、犯行の可能性はないということでした。

こうして葡萄酒到着時刻という問題が極めて重要な争点であったわけです。

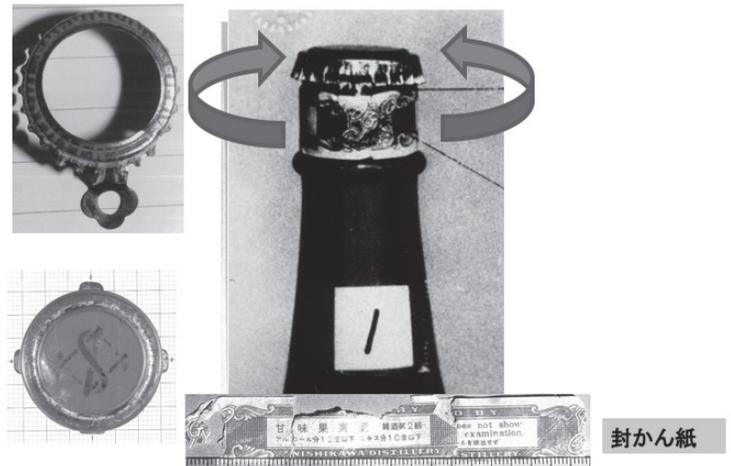


写真3 特殊な二重構造の栓と封かん紙

ここで葡萄酒の中身について説明しますが、葡萄酒の瓶は二重王冠になっていて、左側の、先ほど歯形が着いていた王冠ですけれども、これが内蓋になっていて、もう一つ、このオロナミンCみたいな方、プルトップ式のもの外蓋がついているわけです。こういう二重王冠になっています。これは特殊な二重構造の栓でして、この耳の上に封緘紙が巻かれるわけです(写真3)。

そこで先ほど申し上げた第5次再審の最高裁の判断なんですけれども、この封緘紙、あるいは王冠というものは、開栓するときに必ず封緘紙は破れる、破れた封緘紙は公民館で発見されている、だから犯行場所は公民館なんだと。公民館で犯行機会があったのは、公民館に葡萄酒を運んだ奥西さんだけだ。だから1審以来の争点だった葡萄酒到着時刻というのは検討するまでもなく奥西さんしか犯行機会はないんだと、こういう認定をしたんですね。

第5次再審は全く1審からの争点を無視してしまって、新たな事実認定を行って奥西さんしかない、そういう認定をしたんです。何度も言いますが、これは大野正男さんです。とんでもないと思います。弁護団はこれを打破するというので、第6次再審以降葡萄酒を再現したわけです。

この上に10円玉を乗せて裏から開ければ破れないんですね。

第7次再審請求では、この実験を収録したビデオを見るとそれがいかに簡単にできるか、驚きを禁じ得ないということで、確定審や第5次最高裁決定の認定を揺るがす新証拠として出しました。ところが裏側から開けるのは特異な方法で痕跡が残るから現実感に乏しいとこういう別な理由で今度は棄却するわけです。

こちらとしては心理学の鑑定をします。大学の学生さんをお願いして、その場で渡して、痕が付かないように開けられるかという実験をしてみました。そうすると10名中2人の方が王冠に痕が付いちゃいけないということで、硬貨を乗せて裏から開ける方法を思いついた。

これは大学生のゼミ生の方にやっていただいたわけなんですけれども、犯人だったら何度も練習してもっと綿密に考えるはずなんです。この人たちは見ただけで出来た人が2人もいたんですから、十分可能性があると思いました。

こういう証拠を出すと最高裁はまた違うことを言うんですね。封緘紙は耳にそって切れている。大きな持ち上がりとか耳の先端部分の反り返りはほとんどない。なので封緘紙とか外蓋の耳の形状が自白の開栓方法と整合するからやはり弁護団の主張は取れないんだと認定するんですね。どんどん理由は変わります。

差戻審で我々が注目したのは、外蓋の耳の両側に切れ目が入っています。開けると切れるわけなんですけれども、そこが一回切れて先端が重なってる状態にあります。一回開けて戻ったというしかないわけです。

一回耳が持ち上がって切れて元に戻った。奥西さんの自白では外蓋を突き上げて外蓋を飛ばして内蓋を歯で噛んで開けたという自白になっています。一回しか突いてないといってるんですね。一回ではぜったい出来ない。自白とは間違いなく合わない。弁護団は実験をしました。最初からできないことはわかっているわけなんですけれども、裁判所を説得するためには何度でも実験をしなきゃいけないということで、両側とも切れて先端部分は重なるようにについてねというむちゃな要求で若い弁護士にやって貰ったんですが、できっこないですね。

そもそも耳の切れ目が切れません。切れても戻って重なることはありません。間違いなくそうです。ですが裁判官は、耳付き冠と耳の形状は少し捻れており、ネジレを生じさせる方向に力が加わった。つなぎ目が切断された後、冠頭に形状を復元させようとする力が生じることが考えられる。そして突き上げる方向の力とネジレを生じさせる力の作用如何によっては切れ目が切れると共に先端部に挟まりが生じることもあり得る、と言う。

こういう可能性が本当にあるんでしょうか。可能性に可能性を重ねるわけです。今あんなことを弁護士が書いたら笑われます。これが裁判所の弁護団の主張を排斥する理由です。

各裁判所によって判断がコロコロ変わります。弁護団が一生懸命実験をして裁判所の判断は間違っているということを実証すると、また全然別の理由を持ち出してくるわけです。しかも抽象的な可能性を重ねるだけで、弁護団がやった実証的な実験を否定している。特に差戻審の判断は見て貰うとわかるように屁理屈としか言いようがない。疑わしきは被告の利益にといいは全く裁判所は無視していると言うしかない。屁理屈で死刑判決を維持していいのかと憤りを感じています。

当時35歳だった奥西さんは現在86歳で体調をくずされて八王子医療刑務所で生きるための闘いを続けていらっしゃいます。私も面会をしてきましたけれども、もちろん以前に比べて衰弱されているんですけど、しっかりした目つきをされて、頑張りますとしっかりした声で言われました。

残された時間は本当に僅かしかないと思っております。奥西さんに再審開始決定をもう一度伝えたいために弁護団も頑張っておりますし、奥西さん自身も生きるために闘っておられます。ぜひ皆さんにもご支援いただきたいと思います。

(本稿は7月7日、文京区民センターで行った「袴田事件と名張事件」(主催・フォーラム90)での講演記録に加筆・訂正していただいたものです。なお袴田事件についての小川秀世弁護士の講演は本誌前号124号に掲載しています。)

インフォメーション

死刑廃止全国合宿札幌

日程 9月15(土) 16(日) 日

9/15 13:30 ~ 受付

14:00 ~ 講演会 安田好弘弁護士

16:00 ~ 分科会

第一分科会「再審と個別救援」

第二分科会「死刑制度入門編」

第三分科会「被害者感情と社会」

19:00 ~ 交流会 ※市内居酒屋にて

9/16 9:00 ~ 全体会

場所 北海道東本願寺会館(札幌市中央区南7条西7丁目)

9/14(金) エルプラザホール(札幌駅北口)にて「死刑弁護人」上映とミニトーク

死刑執行停止を求める諸宗教による祈りの集い

9月21日(金) 午後6時~7時30分

京都市下京区烏丸通り花屋町南東角 真宗大谷派総会所(カフェあいあう) 電話 090-1963-0952

無料(事前申し込み不要)

宗教教団や個人が死刑廃止に向けた祈りや願いを込めてメッセージを発する集い

主催・「死刑を止めよう」宗教者ネットワーク

いのちの極限で描かれた死刑囚の絵展

大道寺幸子基金絵画展 広島アビエルト

9月29日~10月8日(無料、レセプション1000円)

29日オープニングレセプション(池田浩士講演)

10月6日「赦し」上映

10月8日「失われた言葉を探して」上映

響かせ合おう死刑廃止の声 2012

10月6日四谷区民ホール(詳細は1頁参照)

刑法から見た死刑制度

10月10日19時~内田博文氏講演会

福岡市NPO・ボランティア交流センターあすみん

主催/死刑廃止たんぼの会

天台宗人権啓発公開講座 2012 「死刑を止めよう」宗教者ネットワーク 第17回死刑廃止セミナー

10月24日(水) 午後2時~4時30分(開場午後1時30分)

講演 堀和幸弁護士(京都から死刑廃止をめざす弁護士の会代表)

滋賀県大津市坂本(京阪電車坂本駅より徒歩7分)

天台宗務庁 大会議室

電話 077-579-0022

無料(事前申し込み不要)

主催:天台宗 協賛:「死刑を止めよう」宗教者ネットワーク

京都女子大学公開講座 死刑廃止への道

11月24日(土) 14時~16時50分

京都女子大教室にて(J224) 無料・一般参加OK

講演:寮美千子氏(作家)、三土修平氏(東京理科大学教授)、寮美千子さんの講演は15時30分~16時30分

【編集後記】

8月3日の執行は全く意表をつかれた。8月お盆前の執行が15年なかったこともあるが、8日に滝実法相との面談が決まっていたので、執行直後の面談は糾弾になりかねないからやらないだろうと思っていたのだ。しかし政治家の多くが普通の感覚など持ち合わせていないことをまたしても思い知らされることになったのであった。

私たちが論旨整然と言うべき言葉をたたきつけたあと、法相は次のように弁明する。法務省の勉強会を続け資料も公開したが、国民的議論は盛り上がりせず、世論は全く死刑廃止へ向かわない、イギリスのエバンズ事件(執行後真犯人が現わ

「死刑弁護人」上映日程

死刑弁護人上映日程

『死刑弁護人』東京・大阪・名古屋での上映は終了しましたが今後も全国で順次公開していきます!!

◎9月1日(土)~14日(金) 京都シネマ(075-353-4723)

9月1日(土)~7日(金) 11:10~

9月8日(土)~14日(金) 13:15~

◎9月8日(土)~21日(金) 神戸 神戸アートビレッジセンター(078-512-5500)

9月8日(土)~14日(金) 18:20~

9月15日(土)~21日(金) 12:10~

◎9月15日(金)~札幌シアターキノ(011-231-9355)
※関連イベントあり(1)

◎9月15日(土)~愛媛シネマルナティック(089-933-9240)

◎9月22日(土)~福岡KBCシネマ(092-751-4268)
※関連イベントあり(2)

◎9月22日(土)~沖縄桜坂劇場(097-536-4512)
※関連イベントあり(3)

◎10月6日(土)~12日(金) 静岡シネギャラリー(054-250-0283)

以下日時未定

苫小牧シネマトーラス(0144-37-8182)

帯広CINEとかち

新潟市民映画館シネウインド(025-243-5530)

富山フォルツァ総曲輪(076-493-8815)

金沢シネモンド(076-220-5007)

福井メトロ劇場(0776-22-1722)

岡山シネマクレール丸の内(086-231-0019)

佐賀シアターシエマ(0952-27-5116)

◇関連イベント(1)

9月14日(金) 18:30~札幌 公開前夜特別先行上映
会場:札幌エルプラザ3Fホール

上映後に安田好弘弁護士を交えたミニトークを予定

◇関連イベント(2)

9月22日(土)12:30~福岡KBCシネマ公開初日トーク開催 上映後に安田好弘弁護士、齊藤潤一監督、阿武野勝彦プロデューサーによるトークあり

◇関連イベント(3)

9月23日(日)13:00~沖縄桜坂劇場 森達也さんによるワークショップ

『死刑弁護人』森達也ワークショップ——マスメディアと世論が下す死刑判決——

仙台、東京での再上映含め、各地での上映を現在調整中。より広く一般の方へご覧頂くために、映画館での上映を優先させていただいておりますが、映画館での上映後の地域では、自主上映会の受付も開始しています。詳しくは、東風 TEL:03-5919-1542 までお問い合わせ下さい。

れた)のような死刑廃止への切っ掛けになる事例がないから盛り上がらないのかもしれない。「袴田事件、名張ぶどう酒事件にしても、その時その時はマスコミで報道されて、杜撰だったなあという気持ちがみんなには少しは芽生えていると思う。それが大きな運動とか国民的な声に盛り上がるところまでは行っていないのが現状だ。」だから執行を続けるというのである。現政権の余命がどれだけあるか分からないし、総選挙後の政界がどうなるか分からないが、どうだろうと死刑廃止へ向けた働きかけをやりきれぬ体制を作っていかなければならないと切に思う。9月の札幌合宿、10月の死刑廃止デーの集会とデモにぜひ参加してほしい。(F)